

## 名古屋市子ども発達支援サイト保護者団体等情報掲載に関する規程

### 第1（趣旨）

この規程は名古屋市子ども発達支援サイト（以下「サイト」という。）に発達に遅れや偏りのある子どもの保護者や子どもの発達に不安を感じる保護者等（以下「保護者等」という。）で構成される団体及び活動グループ（以下「保護者団体等」という。）に係る情報を掲載するにあたり必要な事項を定める。

### 第2（対象）

掲載の対象は以下の項目すべてに該当する保護者団体等のうち、サイトへの情報の掲載を希望する団体等とする。

- （1）保護者等の交流、情報交換や子どもの発達を促すための取り組みの実施等を目的として活動する法人または活動するグループ（以下「グループ」という。）であり、グループの場合、活動等に関する規約等が存在すること。
- （2）法人の本部またはグループの活動拠点が名古屋市内にあること。
- （3）ホームページまたは会報誌などで活動の内容等を公表していること。
- （4）法人代表者又はグループ運営責任者の氏名、連絡先を公表していること。
- （5）営利、政治・宗教活動を目的とした法人またはグループでないこと。

### 第3（掲載項目）

サイトには以下の項目をすべて掲載すること。

- （1）法人又はグループ若しくはその両方の名称
- （2）法人事務所又はグループ活動拠点の住所
- （3）法人代表者又はグループ運営責任者の氏名
- （4）法人代表者又はグループ運営責任者の連絡先
- （5）法人又はグループの活動の対象となる区域
- （6）法人又はグループの活動の内容
- （7）法人又はグループのホームページのURL（ホームページがない場合を除く）
- （8）その他名古屋市が必要と定める事項

### 第4（掲載手続き）

サイトに情報の掲載を希望する保護者団体等は「名古屋市子ども発達支援サイト保護者団体等情報掲載申込書」（様式1）に以下の書類を添付して名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課へ提出するものとする。

- （1）法人またはグループについての書類  
法人の場合は定款又は寄附行為、活動グループの場合は規約等
- （2）活動内容についての書類  
会報誌、広報チラシ等

附則 この規程は平成30年4月1日から施行する。